県立自然公園条例施行規則の一部改正案について

１　改正の趣旨

県では、県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下「条例」という。）を定め、県立自然公園を指定しています。

国では、自然公園法（昭和32年法律第161号）を改正し、地域の主体的な取組を促す仕組みを設けるための制度の創設等を行ったことから、条例でも同様の改正を行う予定としています。（野生動物への餌付け等の規制を含む条例改正案については、令和５年２月にパブリック・コメントを実施済み、令和６年２月議会に提案予定）

これを受けて、条例の施行に関し必要な事項を定める県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を改正するものです。

２　主な改正内容

自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)及び自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)の改正内容に準じて改正するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 特別地域における許可を要する行為の追加 | (１)　許可を要する行為知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において、車馬を使用する行為について、許可を要する行為とするもの。(２)　許可基準当該行為に係る許可基準は、以下のア又はイのいずれかに該当することとするもの。ア　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。（ア）　学術研究その他公益上必要と認められるものであること。（イ）　野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。イ　地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。 |

※　当該行為に違反した者は、条例第30条により罰則の対象（１年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となる予定です。

３　スケジュール（予定）

（１）令和６年３月　公布

（２）令和６年６月　施行

　※　いずれも条例改正と同時期を予定しているもの。

４　その他

　　上記２の改正にあわせて、令和５年２月にパブリック・コメントを実施した条例改正に関連する規定の整備を予定しています。

　・　野生動物の生態に影響を及ぼす行為として、「野生動物に餌を与えること」、「野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」と定めること。

　・　利用拠点整備改善計画制度及び自然体験活動促進計画制度に係る手続を規定

　・　特別地域内における風力発電施設及び太陽光発電施設の設置等に係る許可基準　等